

経営革新計画を策定して新たなビジネスに挑戦しましょう！

やるべきことの「見える化」で
あなたの挑戦は成功に近づきます。



経営革新計画とは

新商品・新役務（サービス）の開発や、商品の新たな生産方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入など、事業者自らの創意工夫に基づく新たな取組（新事業活動）を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る事業計画のことです。

計画の承認を受けると、信用保証・融資等の優遇措置を受けることができます。

※申請の対象となるのは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等です。詳しくは県HPをご確認ください。

計画承認企業への各種支援メニュー

計画の承認を受けると計画期間中に次のような支援制度を活用できます。

ただし、支援措置を保証するものではなく、各支援機関における審査が別途必要となります。

- 県費預託融資制度（民間金融機関を通じた低利融資）
- 信用保証協会による信用保証の特例
- 政府系金融機関による低利融資制度
- 高度化融資制度
- 食品流通構造改善機構による債務保証
- 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 海外展開に伴う資金調達に対する支援措置
- 新事業分野開拓事業者の認定制度

など

主な相談窓口

- （公財）ひろしま産業振興機構 経営支援統括センター
（広島県よろず支援拠点）
- 中小企業等支援センター
（広島市、呉地域、尾道地域、福山地域、三次地域、東広島地域）
- 商工会議所
- 商工会

※最寄りの支援機関へご相談ください。

経営革新計画のお問合せ先・提出先

（申請書をご提出前に必ず経営革新課までご連絡ください。）

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県商工労働局経営革新課 経営支援グループ

電話：082-513-3371

経営革新計画の承認を受けるには

1 計画の内容が以下の「新たな取り組み」であること。

※「新たな取り組み」であれば、すでに他社で採用されている技術や方式を活用する場合でも、それが相当程度普及している技術・方式等の導入を除いて原則として承認対象となります。

	新事業活動の類型
1	新商品の開発又は生産
2	新役務の開発又は提供
3	商品の新たな生産又は販売の方式の導入
4	役務の新たな提供の方式の導入
5	技術に関する研究開発及びその成果の利用
6	その他の新たな事業活動

2 上記「新たな取り組み」内容に対する計画書の策定

※中小企業等経営強化法に基づき、「新たな取り組み」の「実現性がある数値目標」を具体的に定めた3～5年間の計画を策定してください。また、条件①、②の両方を満たす必要があります。

計画期間	条件①	条件②
	「付加価値額」の伸び率 または 「一人あたりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年間	9%以上	4.5%以上
4年間	12%以上	6.0%以上
5年間	15%以上	7.5%以上

(注) 「年率3%以上の伸び率」

(注) 「年率1.5%以上の伸び率」

「付加価値額」=営業利益+人件費+減価償却費、「一人あたりの付加価値額」=付加価値額/従業員数

「給与支給総額」=役員報酬+給料+賃金+賞与+各種手当

経営革新計画の作成から承認までの流れ

申請から承認まで1～2ヶ月程度要します。

事前準備

・新たな事業についての概要や、決算書など計画作成に必要な資料をご準備ください。

計画作成

・県HPから申請様式をダウンロードしてください。

広島県 経営革新支援事業

検索

作成相談

・商工会議所・商工会・よろず支援拠点等の支援機関で作成相談に応じていますので、ご活用ください。

計画申請

・作成相談を受けて完成した申請書類を広島県経営革新課に提出してください。

修正対応

・県担当者による計画内容の確認及び助言・指導を受けてください。

審査

・審査会で計画内容を審査します。

計画承認

・計画内容が適切と認められたときは、広島県から承認通知書が送付されます。